

■ Article ■

デジタル手続法が令和元年（2019年）5月に成立した

日税研専務理事 瀬上 富雄

1. デジタル手続法の成立

デジタル手続法が令和元年（2019年）5月24日に参院本会議で与党等の賛成多数により可決、成立した。デジタル手続法のほか、デジタルファースト法と呼ばれることもある。

デジタル手続法の正式名称は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」であり、平成15年2月に施行された行政手続オンライン化法の一部を改正するものである。

2. 行政手続オンライン化法とは

平成13年1月施行の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）は、高度情報通信ネットワーク社会（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会）の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とするものである。

「行政手続オンライン化法」の趣旨は、1つは国民等と行政機関との間の申請・届出等数万件におよぶ行政手続について、書面によることに加え、オンラインでも可能とするための法を新たに整備すること。もう1つは行政手続のオンライン化により、原則として全ての行政手続について、各手続の根拠法令において書面で行うこととしている場合に、書面によることに加えてオンラインで行うことも可能とするための整備をすること。さらに、行政機関が、電磁的記録により書類の縦覧・閲覧や作成・保存を行うこともできるための規定を整備することにある。つまり、IT基本法に基づき、電子政府、電子自治体にふさわしい体制を整え、

e-Japan 重点計画に定められた行政の情報化を積極的に推進するための法律であった。

3. 国会提出の経緯

平成28年12月に、官民データ活用の推進に関する基本理念、国等の責務、官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めた「官民データ活用推進基本法」が施行され、第10条では、行政手続に係るオンライン利用の原則化と民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進に向けた必要な措置を講ずることが定められている。

官民データ活用推進基本法の趣旨は、「オンライン利用の原則化」等を基本原則として位置づけ、行政手続・民間取引のIT化に係る取組を積極的に推進することにある。平成29年5月に官民データ活用推進基本法を受けて、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が公表された。また、この基本計画の重点分野の一つである電子行政分野における取組について「デジタル・ガバメント推進方針」も公表され、平成30年7月に「デジタル・ガバメント実行計画」（改訂版）が公表された。そのなかで、行政サービスの100%デジタル化を実現するため、「デジタルファースト法案(仮称)」を速やかに国会に提出するとしていた。

4. 行政手続オンライン化法改正(デジタル手続法)の理由

行政手続オンライン化法改正では、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び行政手続等を情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項等を定めるとともに、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、電子証明書及び個人番号カードの利用者への国外転出者の追加、個人番号利用事務への罹災証明書の交付に関する事務等の追加等の措置を講ずる必要がある。」ことを改正の理由としている。

行政手続のオンライン原則化、添付書類の撤廃及びワンストップサービスの推進により、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスを実現するための措

置を講じるための行政手続オンライン化法の改正である。

5. 行政のデジタル化に関する基本原則

利用者中心の行政サービスを実現するためには、デジタル化の前提としての業務改革や制度の見直しを実施したうえで、事務又は業務の遂行に用いる情報を「書面等から官民データ」へと転換することによって、人工知能（AI）やIoT、ビッグデータなど進歩した情報通信技術を活用し、社会生活の利便性の向上や事業活動の効率化を促進する必要がある。行政のデジタル化は急速な少子高齢化の進展への対応その他我が国が直面する課題の解決にとって重要である。

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策と官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン」に示されたデジタル化3基本原則に沿って、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる、行政サービスの100%デジタル化を実現する。

① デジタルファースト

個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。

② ワンスオンリー

一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

③ コネクテッド・ワンストップ

民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。

6. 行政手続の原則オンライン化

国及び地方公共団体は、行政手続のオンライン化や添付書類の撤廃等を実現するため、デジタル手続法等に基づく情報システム整備計画を作成することが義務付けられている。

その情報システム整備計画には、国及び地方公共団体の行政手続のオンライン化、本人確認や手数料支払いのオンライン化、添付書類の撤廃を可能とする情報連携、既存のインフラを活用した情報システムの共用化、データの標準化やAPIの整備、セキュリティ対策や個人情報の保護などの安全性と信頼性を確保するための措置、デジタルデバイド（情報通信技術を利用して恩恵を受ける者と、利用で

きずに恩恵を受けられない者との間に生ずる、知識・機会・貧富などの格差。)対策、国民等への周知・広報等に係る事項を定めることとしている。

民間のデジタル化までを見据え、国から地方までを通した、デジタル活用を前提とした新たな社会基盤を構築し、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会の実現を目指している。

国、地方公共団体等が情報システムの整備をするに当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」などの行政のデジタル化を推進するための基盤となるガイドラインに沿って実施することとし、毎年進捗状況を公表することとしている。

7. 添付書類の撤廃

マイナンバー制度の活用や行政内部のバックオフィス連携により、行政機関間での情報連携や官民を通じた情報連携を進め、行政機関に一度提出した情報の再提出は原則不要化（ワンスオンリー）の実現を目指している。

総務省と法務省の協力を得て、内閣府や添付省略の可能性のある手続を所管する各府省と連携して、住民票・戸籍謄抄本等の省略に向けた規定を整備する。

また、登記事項証明書（商業法人）の提出を必要とする全手続について、情報連携の仕組みが構築される令和2年度（2020年度）以降、登記事項証明書（商業法人）の提出の原則不要化を実現する。加えて、登記事項証明書（不動産）についても、添付省略に向けた検討を進めている。

8. デジタル・デバイト対策

障害者・高齢者にとって使いやすいIT機器や関連サービスを開発・提供する取組、公的機関WebサイトSNSなどの改善に向けた取組、離島などの不採算地域等におけるIT基盤の整備・確保を図る取組などを通じて、情報通信技術の利用のための格差是正を図る取組を引き続き推進する。

9. 民間手続における情報通信技術の活用の促進

利用者がサービスを受ける際の利便性を大幅に向上させ、その利便性を実感できるよう、関連するサービスのワンストップ化を推進する。この際、保有する行

政サービスや行政データに関する政府情報システム API(外部連携機能)の整備を推進し、民間サービスも含め、他のサービスとの連携を進めている。

これによって、行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスを含めたワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)が実現する。

民間取引のデジタル化を促進し、行政に対する申請のみならず、民間同士の取引の際に書面・対面での説明等を求めている手続についても、法令に基づく民間手続きについて、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施することとしている。

10. 行政のデジタル化を推進するための個別施策

行政手続のオンライン化を推進するため、デジタル手続法と合わせて、住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法等を改正し、次のような措置を講じている。

① 公的個人認証(電子証明書)・個人番号カードの利用

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現する。

② 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証

本人確認情報の長期かつ確実な保存のため、住民票等を削除した後も「除票」として保存を可能とするなど、「除票」の位置づけ、交付等を制度上明確にする。

③ 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大

電子証明書のうち利用者証明用電子証明書について暗証番号入力を要しない利用方法を導入するなど利用方法の多様化を図り、マイナンバーカード・公的個人認証の健康保険証としての活用を早期に実現する。

④ マイナンバーカードへの移行促進(通知カードの廃止)

「通知カード」と記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現する。

◀ 関連ホームページ ▶

○「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/digital.html>

○「官民データ活用推進基本法」

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=428AC100000103

○「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190614/siryou1.pdf>

○「デジタル・ガバメント推進方針」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/suisinhosin.pdf>

○「デジタル・ガバメント実行計画」

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/densei_jikkoukai_kaku_20180720.pdf

以上